髙和果公報

発 高 知 見 内 一丁目 2 番 2 0 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

高知県公安委員会告示

ペーシ

- ○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師 の指定
- ○告示(銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行 う医師の指定)の一部改正

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第22号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成21年高知県公安委員会規則第9号)第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成26年10月1日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の 規定に基づく診断のうち介護保険法(平成9年法律第123号) 第5条の2に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田健	高知県立 あき総合 病院	安芸市宝永町1番32 号	平成26年10月 1日

2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取 締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第1号、第2号若し くは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項 第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名		病院名	所在地	指定年月日
澤田	健	高知県立 あき総合 病院	安芸市宝永町1番32 号	平成26年10月 1日

3 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取 締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている者の診断 を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田健	高知県立 あき総合 病院	安芸市宝永町1番32 号	平成26年10月 1日

高知県公安委員会告示第23号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師として指定した者から申出があり、平成26年9月30日限りで当該指定を取り消したので、平成24年12月高知県公安委員会告示第25号(銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年10月1日

高知県公安委員会委員長 島田 京子「第4条の3第2項及び第12条の3並びに」を「第12条の3及び」に、「第4条第1項及び第2項」を「第4条第2項」に、「法第4条の3第2項及び第12条の3」を「法第12条の3」に改める。

1 及び2 を削り、

「3 法第12条の3の指定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持 等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている 者の診断を行う医師

氏名		病院名	所在地	指定年月日
河合 子	加与	こどもク リニック ケロちゃ ん	高知市鵜来巣11番 38-10号	平成24年12 月 4 日
山内	祥豪	高知県立 あき総合 病院	安芸市宝永町1番 32号	II

を

「 法第12条の3の指定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等 取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に掲げる 病気にかかっている者の診断を行う医師

氏名		病院名	所在地	指定年月日	
河合 子	加与	こどもク リニック ケロちゃ ん	高知市鵜来巣11番 38-10号	平成24年12 月 4 日	

に改める。

Н